

介護職員等処遇改善加算に係る情報公開

当事業所では、令和6年6月より新たに1本化された「介護職員等処遇改善加算」の算定要件に基づき、放課後等デイサービスでは「介護職員等処遇改善加算II」を、居宅訪問型児童発達支援では「介護職員等処遇改善加算I」を、保育所等訪問支援については「介護職員等処遇改善加算III」を算定しております。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する職場環境等要件の取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

区分	職場環境要件項目	当事業所としての取り組み
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	家庭の希望や事情に配慮した勤務シフトや、非正規雇用から正規雇用への転換についても積極的に相談に応じている。(転換実績あり) 職員の年次有給休暇の取得推進を積極的に行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得、ロボットやリフト等の介護機器等導入および研修等による腰痛対策の実施	専門の理学療法士による腰痛予防のための介護技術研修、並びに予防体操を習得させる。 職員の健康診断、ストレスチェックを年1回実施している。
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎日のミーティングにより、情報を共有するとともに保育内容の向上を図っている。また、より専門性を高めるため、看護技術の向上を目指し、定期的に専門性向上研修を実施している。